

## 日本の運転免許証に添付する 中国語翻訳文についてのご案内

2019.10

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）

日本国の各都道府県公安委員会で発行された運転免許証をお持ちの方は、公益財団法人日本台湾交流協会が発行する中国語翻訳文を当該免許証原本と同時に携帯することにより、台湾（中華民国）の法令に則って台湾域内において自動車等を運転することができます。当連盟（JAF）は同協会の委託を受け、この中国語翻訳文の作成・発行業務をJAFの各窓口において代行しています。

- ・台湾域内で自動車等を運転する場合には、中国語翻訳文を当該運転免許証の原本や旅券とともに常に所持していなければなりません。
- ・この翻訳文で運転できる自動車等を運転できるのは、台湾入境日から一年間です。
- ・運転免許証の記載内容に変更が無い限り有効です。台湾へ入境する度に翻訳文を取得し直す必要はありません。
- ・台湾入境日から一年を超えて滞在し、台湾域内で引き続き自動車等を運転するためには、台湾の運転免許証に切り替える必要があります。上記の中国語翻訳文はこの免許切替手続きにも利用できます。手続きの詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

公益財団法人日本台湾交流協会

TEL: 03-5573-2600 FAX: 03-5573-2601 URL: <http://www.koryu.or.jp>

中国語翻訳文は台湾域内においてのみ有効ですので、ご注意ください。

### 【中国語翻訳文お申込方法】

下記必要書類を最寄りのJAF支部翻訳文発行窓口へお持ち下さい。

#### <必要書類>

- ①中国語翻訳文発行申請書（JAFホームページ：<http://www.jaf.or.jp> からダウンロードできます。インターネットをご利用できない場合はFAX等でお送りいたしますので最寄りのJAF支部へお電話にてご連絡ください）
- ②運転免許証（原則として原本）（免許証原本をお預かりすることはありません。なお、免許証に判読できない箇所がある場合は翻訳をお受けできませんので、あらかじめご了承ください）

#### <発行料金>

免許証1通につき3,600円（消費税込み）。

#### <所要日数>

即日～2週間程度。取扱窓口等により、翻訳文作成に要する日数が異なる場合がありますので、所要日数については、事前に支部へお問合せ下さい。

#### <窓口へお越しただけない場合>

やむを得ない事情がある場合は、下記の方法により申請することができます。

- ①代理人を通じて申請手続きを行うことができます。この場合、申請者からの委任状が必要となりますので、上記申請書の「委任状」欄に記入・捺印いただくか、別途ご用意下さい。
- ②郵送により申請手続きを行うことができます。上記申請書および運転免許証のコピー（表・裏両面とも、なるべくカラーで鮮明なコピー）に発行料金【3,600円】と返送料（手数料を含む）【500円】を添えて現金書留でお送りください。（二つ以上の免許証を翻訳依頼する場合の返送料については、同一住所宛に翻訳文を複数枚送付する場合は、2通までは500円、3通以上は600円となります。）なお、郵送でお申込いただいた場合は申請書に記載されたご住所へお送りいたしますが、お申し込みいただいてからお届けするまで通常1～2週間程度かかります。また、海外からの申請や、送金および海外への送付はいたしませんので、ご留意下さい。

#### <その他>

- ・中国語翻訳文の有効期限は、翻訳を行った運転免許証の有効期限と同一です。ただし、運転免許証を更新したり、記載内容に変更があった場合（住所変更等）は再取得する必要があります。
- ・運転できる車両の種類は翻訳文の別紙に○印で示されます。（分類については本紙裏面をご覧ください）

#### ※個人情報の取り扱いについて

当連盟は、翻訳文発行業務を通じ取得した個人情報を、当該業務を適切に実施する目的にのみ利用し、本人の同意のない限り第三者へ開示することはありません。ただし、法令等に基づき裁判所・警察機関等の公的機関から開示の請求があった場合には、当該機関に提供することがあります。この他の個人情報の取扱いについては、翻訳文発行申請書の「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

## 日本と台湾の免許種類対応表

日本の 免許種類	牽引+大型 牽引+中型	大型 中型	中型 (限定 8t) 牽引+中型 (限定 8t) 準中型 牽引+準中型 準中型 (限定 5 t) 牽引+準中型 (限定 5 t) 普通 牽引+普通	大型二輪 普通二輪 ※	普通二輪 (小型限定)	原付
台湾の 免許種類	聯結車 (E)	大客車 (D)	小型車 (B)	大型重型 機車 (A3)	普通重型機車 (A2)	普通輕型機車 (A1)

※日本の「普通二輪」運転免許により台湾域内で運転を行う場合は、気筒総排気量が 550cc 以下の大型重型機器脚踏車 (= 下表における大型重型機器脚踏車 B ) に限定される。

### 台湾の車両分類

連結車	車両総重量が 750kg 以上の被牽引車を牽引する自動車
大客車	乗車定員が 10 人以上であり、又は車両総重量が 3,500kg を超える乗用車 乗車定員が 25 人以上であり、又は車両総重量が 3,500kg を超える通学通園バス
大客貨 両用車	車両総重量が 3,500kg を超え、かつ乗車定員が定められている自動車 乗車定員が 10 人以上であり、かつ最大積載量が定められている自動車
代用大客車	貨物に代わり 25 人以下の人員を乗車させた、車両総重量が 3,500kg を超える貨物車
大貨車	車両総重量が 3,500kg を超える貨物車
小客車※	乗車定員が 9 人以下で車両総重量が 3,500kg 以下の乗用車 乗車定員が 24 人以下で車両総重量が 3,500kg 以下の通学通園バス
小客貨 両用車※	車両総重量が 3,500kg 以下で乗車定員が 9 人以下の自動車のうち、乗車定員および最大積載量が定められており、最後部の座席を固定させた場合においてその後方に 1 立方メートル以上の積載のための空間があるもの
代用小客車	貨物に代わり 9 人を超えない人員を乗車させた、車両総重量が 3,500kg 以下の貨物車
小貨車	車両総重量が 3,500kg 以下の貨物車
大型重型機 器脚踏車 A	総排気量が 550cc を超える自動二輪車
大型重型機 器脚踏車 B	総排気量が 250cc を超え、550cc 以下である自動二輪車 最高出力が 29.84kw を超える自動二輪車
普通重型機 器脚踏車	総排気量が 50cc を超え、250cc 以下である自動二輪車 最高出力が 3.73kw を超え、29.84kw 以下である自動二輪車
普通輕型機 器脚踏車	総排気量が 50cc 以下の二輪車 最高出力が 1kw 以上 3.73kw 以下である二輪車 最高出力が 1kw 未満で最高速度が毎時 45km を超える二輪車
小型輕型機 器脚踏車	最高出力が 1kw 未満で最高速度が毎時 45km 以下である二輪車

※印を付した種類の車両については、車両総重量 750kg 未満の被牽引車を牽引する場合における当該車両を含む。